

死亡した者の平成____年分 贈与税の申告書付表
(兼相続人の代表者指定届出書)



1 死亡した者の住所・氏名等										
住所		氏名	フリガナ	相続開始 年月日	平成	年	月	日		
2 死亡した者の納める税金 (贈与税の申告書第一表の⑩又は⑪の金額) 円・.....A										
3 相続人等の代表者の指定 (贈与税に関する書類を受領する代表者を指定するときに記入してください。) 相続人等の代表者の氏名 _____										
4 限定承認の有無 (相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。) 限 定 承 認										
5 相続人等に関する事項	(1) 住 所	〒		〒		〒		〒		
	(2) 氏 名	フリガナ		フリガナ		フリガナ		フリガナ		
	※ 整 理 欄 (記入しないでください。)									
	(3) 職業及び被相続人との続柄	職業	続柄	職業	続柄	職業	続柄	職業	続柄	
	(4) 生 年 月 日	明・大・昭・平	年 月 日	明・大・昭・平	年 月 日	明・大・昭・平	年 月 日	明・大・昭・平	年 月 日	
	(5) 電 話 番 号									
	(6) 相 続 分… B	法定・指定		法定・指定		法定・指定		法定・指定		
	(7) 相続又は遺贈により取得した財産の価額		円		円		円		円	
	(8) 各 人 の (7) の 合 計	_____円								
	(9) (7) の (8) に対する割合 ($\frac{(7)}{(8)}$)									
6 各人の納付税額 ($\frac{A \times B}{100}$ 各人の100円未満の端数切捨て)										
		00 円		00 円		00 円		00 円		00 円

○この付表は、贈与税の申告書第一表と一緒に提出してください。

(注)「5 相続人等に関する事項」欄については、相続を放棄した人は記入の必要はありません。
(資 5-10-4-A4 統一) (平 26. 10)

書 き か た 等

《使用目的等》

- 1 この申告書付表は、死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者（死亡した人から包括遺贈を受けている人をいいます。）が申告をするときに使用するものです。
- 2 この申告書付表を記入する前に、申告書で死亡した人の納める税金を計算してください。
- 3 死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者が提出する申告書とこの付表は、その死亡を知った日の翌日から起算して10か月を経過した日の前日（例えば、死亡を知った日が2月20日であるときは、12月20日）までに提出してください。
- 4 死亡した人の死亡した年の前年以前の年分の贈与税（その年の1月1日から3月15日までに死亡した場合のその前年分の贈与税を除きます。）が無申告であったことにより提出する申告書と申告書付表については、上記3の10か月の申告期間の特例の適用はありませんから早めに提出してください。
- 5 相続人や包括受遺者が1人の場合には、申告書付表の提出を省略して差し支えありません。
- 6 一緒に申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と申告書付表を提出することになります。

《死亡した人の申告書（第一表）の書きかた》

- 1 「平成〇〇年分贈与税の申告書」には、標題の右側余白部に「（準）」と記入してください。
- 2 「住所」と「氏名」欄は、死亡した人の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。
 なお、相続人や包括受遺者が1人のためにこの申告書付表の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように記入してください。
 (1) 上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。
 (2) 下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の住所は住所地进行を記入するとともに、相続人や包括受遺者の氏名を記入する場合にその氏名の頭部に、「相続人」又は「包括受遺者」と記入し、署名、なつ印してください。

《申告書付表の書きかた》

- 1 「死亡した者の平成〇〇年分 贈与税の申告書付表」の標題の「〇〇年分」欄死亡した人の申告書の年分と同じ年分を記入してください。
- 2 「1 死亡した者の住所・氏名等」欄の「住所」欄死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所地进行を記入してください。
- 3 「2 死亡した者の納める税金」欄死亡した人の申告書第一表の⑩欄（修正申告の場合には⑪欄）の金額を転記してください。
- 4 「5 相続人等に関する事項」
 一緒に申告するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください。
 (1) 「住所」欄
 相続人や包括受遺者がこの申告書付表を提出するときの住所地进行を記入してください。
 (2) 「氏名」欄
 この申告書付表で申告する相続人や包括受遺者は、署名、なつ印してください。
 なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者については、氏名を○で囲んでください。
 (3) 「相続分・・・B」欄
 法定相続分（民法第900条、901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。
 (注1) 次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。
 なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

		相続人	法定相続分
被 相 続 人 に	子がいる場合	配偶者	2分の1
		子	2分の1
	子がない場合	配偶者	3分の2
		父母	3分の1
	子も父母もない場合	配偶者	4分の3
		兄弟姉妹	4分の1

- (注2) 指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。
- (4) 「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄
 各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の時価を記入してください。
 なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「5（6）相続分・・・B」）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
 - 5 「6 各人の納付税額」欄
 この欄には、「2 死亡した者の納める税金」欄の納める税金に各人の相続分（「5（6）相続分・・・B」）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額（100円未満の端数切捨て）を記入してください。

農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書

提出用

贈与者の氏名 _____ 受贈者の氏名 _____
 生 年 月 日 (明・大・昭・平 年 月 日)

私 (受贈者) は、租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定による農地等についての贈与税の納税猶予の適用を受けます。

○農地等の明細についてはこの計算書に書ききれない場合には、この計算書を追加して記入してください。

I 納税猶予の適用を受ける農地等の明細

田・畑 採草放牧地 準農地の別	地上権、永小作権、 使用貸借による権利、 賃借権 (耕作権) の 場合のその別	所 在 場 所	面 積	単 価	価 額
			固定資産税 評 価 額	倍 数	
			m ²	円	円
			円	倍	
合 計			m ²		㉑

(平成 26 年分以降用)

II 納税猶予税額の計算

農地等以外の財産に対する贈与税額の計算			差引税額の合計額 (申告書第一表の㉒の金額)	⑥	円 00
農地等以外の財産の価額 (申告書第一表 上欄の㉑の金額)	①	円	相続時積算課税の 差引税額の合計額 (申告書第一表の㉓の金額)	⑦	
配偶者控除額 (申告書第一表の㉔の金額)	②			⑧	00
基礎控除額	③	1, 100, 000		⑨	00
農地等以外の課税価格 (①-②-③) (1, 000 円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が 1, 000 円未満のときは、その金額を切り捨てます。)	④	, 000		⑩	00
④に対する税額 (申告書第一表 (控用) の裏面の速算表を使って計算します。)	⑤	00	納 税 猶 予 税 額 (⑩-⑧)	⑪	00

(資 5-11-1-A 4 統一) (平 26.10)

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）

（平成26年1月1日以降用）

経営承継受贈者の氏名		贈与者の氏名 (裏面の「1」参照)	
<p>私は、次の会社の株式（出資）のうち、「2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細」の⑦欄の株式等の数等について非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けます。 この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。</p>			
1 特例受贈非上場株式等に係る会社			
① 会社名		⑦ 贈与の時に経営承継受贈者の役職名	
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	(署)	⑧ 経営承継受贈者が役員等に就任した年月日	平成 年 月 日
③ 事業種目		⑨ 経済産業大臣の認定の状況	認定年月日 平成 年 月 日 認定番号
④ 贈与の時に資本金の額	円	⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であつてその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社又は医療法人の株式等の有無	有 無
⑤ 贈与の時に資本準備金の額	円		
⑥ 贈与の時に従業員数	人		
2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細			
受贈年月日	① 贈与の時に発行済株式等の総数等	② 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (a) (①×2/3) (1株・ロ・円未満の端数切上げ)	③ 贈与者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (b)
・ ・	株・ロ・円	株・ロ・円	株・ロ・円
		④ 経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (c)	⑤ 贈与により取得した株式等の数等 (d)
		株・ロ・円	株・ロ・円
⑥ 特例対象贈与の判定及び特例の対象となる株式等の数等の限度数（限度額） (f) a>b+c の場合 ⇒ b ※ b>d の場合は、特例適用不可 (g) a≤b+c の場合 ⇒ (a-c) ※ (a-c) > d の場合及び (a-c) が赤字の場合は、特例適用不可	⑦ ⑥欄の数等を限度として、⑤欄の数等うち、特例の適用を受ける株式等の数等	⑧ 1株(ロ・円)当たりの価額 (裏面の「3(3)」参照)	⑨ 価額 (⑦×⑧)
	株・ロ・円	株・ロ・円	円 A 円
3 株式等納税猶予税額の計算			
① 上記2の⑥欄「A」の価額	② 基礎控除額	③ (①-②)の金額 (1,000円未満切捨て)	④ ③に対する税額 (株式等納税猶予税額) (100円未満切捨て)
円	1,100,000円	,000円	00円
4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書			
<p>この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第9号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「5(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。 なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。</p>			
取得年月日	種類	細目	利用区分
・ ・			所在地等
・ ・			数量
・ ・			① 価額 円
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額）			
③ 会社の全ての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。）			
④ 現物出資等資産の保有割合（②/③）		%	
上記の明細の内容に相違ありません。			
			平成 年 月 日
所在地			
会社名			
代表者氏名			印
※ 税務署整理欄	法人管轄番号	-	入力 確認

※印欄には記入しないでください。

《 書 き か た 等 》

1 この計算書は、非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受ける場合に記入します。

なお、次に掲げる場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書を作成した上で、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」により納税猶予税額を計算してください。

- (1) 異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
 - (2) 異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
 - (3) 同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
- ※ 贈与者が贈与の時に会社役員である場合は、この特例の適用を受けることはできません。

2 「1 特例受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項

- (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。
- (2) ⑨欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第7号に掲げる事由に該当するものとして経済産業大臣の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (3) ⑩欄は、特例受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8第6項の特別の関係がある会社をいいます。3(3)において同じです。）であって特例受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第8項に規定する関係をいいます。3(3)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限り、）又は租税特別措置法施行令第40条の8第12項に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。

3 「2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項

- (1) ①から⑦欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) この特例の適用を受けるには、⑥欄の(i)に該当する場合にはbの全部、⑥欄の(e)に該当する場合には(a-c)以上の株式等を贈与により取得していることが要件となります。
- (3) ⑧欄の金額は、贈与の時の価額を記入します。
なお、特例受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限り、）又は租税特別措置法施行令第40条の8第12項に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる特例受贈非上場株式等の価額は、会社等がその外国会社又は医療法人の株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
- (4) この計算書の株式等以外に他の会社の株式等の贈与を受け、この特例の適用を受ける場合には、次の「3 株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」を使用し、この計算書のA欄の金額とこの計算書以外の計算書のA欄の金額の合計額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」の1の①欄に記入します。

4 「3 株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項

④欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。
また、計算により算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の④欄に転記します。

5 「4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項

- (1) 「経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、経営承継受贈者の親族などその経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。
なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。
- (3) ③欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。
- (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
- (5) この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）

（平成26年10月1日以降用）

受贈者の氏名		贈与者の氏名	
私は、「1 経済的利益に係る医療法人」の①欄の医療法人に係る「2 経済的利益の明細」に掲げる経済的利益について、次の特例の適用を受けます ^(注) 。 （適用を受ける特例の「□」にレ印を記入します。）			
<input type="checkbox"/> 医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項）			
<input type="checkbox"/> 医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例（租税特別措置法第70条の7の6第1項）			
(注) 「1 経済的利益に係る医療法人」の①欄の医療法人の他の出資者の死亡に伴いその医療法人の持分の価額が増加した場合で、次の特例の適用を受けるときは、上記の特例のうち適用を受けることを選択する特例及び次の特例の「□」にレ印を記入します。			
<input type="checkbox"/> 個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例（租税特別措置法第70条の7の7第1項）			
この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。			
1 経済的利益に係る医療法人			
① 医療法人の名称等	名称	医療法人の整理番号	税務署
② 厚生労働大臣の認定年月日		平成	年 月 日
③ 厚生労働大臣の認定を受けた認定移行計画に記載された移行期限		平成	年 月 日
④ 医療法人の持分の保有状況（次の内容に該当する場合は、「□」にレ印を記入します。）			
<input type="checkbox"/> 私は、贈与者による①の医療法人の持分の放棄の時からこの贈与税の申告書の提出までの間において、その持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けたこと又はその持分の譲渡をしたことはありません。また、今後、この贈与税の申告書の提出期限までの間においても、その払戻しを受けること又は譲渡することはありません。 (注) 上記の内容に該当しない場合には、特例の適用を受けることができません。			
2 経済的利益の明細			
医療法人の持分に係る経済的利益			
贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益	受贈者が、贈与者による1の①の医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益の価額等を記入します。	放棄年月日	平成 年 月 日
		経済的利益の価額	a 円
3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算			
① 2のa欄の価額	② 基礎控除額	③ ②の控除後の課税価格（(①-②)の金額） （1,000円未満切捨て）	④ 医療法人持分納税猶予税額等（③に対する税額） （100円未満切捨て）
円	1,100,000 円	,000 円	00 円
⑤ 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額			
イ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合	医療法人持分納税猶予税額 (④の金額を転記します。)	A	00 円
ロ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合	(イ) 持分の全てを放棄したとき	医療法人持分税額控除額 (④の金額を転記します。)	B 00 円
	(ロ) 持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき (* 以下の計算明細の各欄を記入します。)	医療法人持分税額控除額 (計算明細のe欄の金額を転記します。)	B 円
* 以下の計算明細は、基金拠出型医療法人に基金を拠出した場合（3の⑤のロ(e)に該当する場合）に使用します。			
基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細			
4 医療法人の持分に関する事項			
① 「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）附則様式7）の医療法人への提出年月日	平成	年 月 日	
② 医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款変更に係る都道府県知事の認可があった年月日	平成	年 月 日	
5 基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の持分の明細			
医療法人の持分			
① 贈与者による持分の放棄の直前の持分	受贈者が、贈与者による放棄の直前において有していた1の①の医療法人の持分の価額を記入します。	持分の価額	b 円
② 基金拠出の直前の持分	受贈者が、基金拠出型医療法人への基金の拠出の直前において有していた1の①の医療法人の持分の価額等を記入します。	拠出年月日	平成 年 月 日
		持分の価額	c 円
6 医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）の計算			
① 基金として拠出した額	d	円	
② 5の「② 基金拠出の直前の持分」欄の持分の価額のうち放棄をした部分に対応する部分の金額（c - d）		円	
③ 5の「② 基金拠出の直前の持分」欄の持分の価額のうち特例の適用に係る経済的利益に相当する金額（c × a / (a + b)）		円	
④ 医療法人持分税額控除額 （(3の④ × (②/③)） ^(甲) の金額 (注) 「②/③」の割合が1を超える場合は、「②>③」の場合には、3の④の金額）	e	円	
※ 税務署整理欄	法人管轄番号	—	入力 確認

※印欄には記入しないでください。

《書きかた等》

- 1 この計算書は、次の特例の適用を受ける場合に使用します。
 - (1) 医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項）
 - (2) 医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例（租税特別措置法第70条の7の6第1項）
 - (3) 個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例（租税特別措置法第70条の7の7第1項）

特例の選択に当たっては、適用を受ける特例の「□」にレ印を記入します（(3)の特例の適用を受ける場合には、(1)又は(2)の特例のうち適用を受けることを選択する特例及び(3)の特例の「□」にレ印を記入します。）。

なお、次に掲げる場合には、それぞれの医療法人及び贈与者ごとにこの計算書を作成した上で、「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）（別表）」により医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を計算します。

イ 異なる贈与者から同一の医療法人の持分に係る経済的利益を贈与により受けている場合

ロ 異なる贈与者から複数の医療法人の持分に係る経済的利益を贈与により受けている場合

ハ 同一の贈与者から複数の医療法人の持分に係る経済的利益を贈与により受けている場合
- 2 「1 経済的利益に係る医療法人」の記入に当たっての留意事項
 - (1) ①欄は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第10条の3第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けた年月日を記入します。
 - (2) ③欄は、厚生労働大臣の認定に係る移行計画に記載された移行の期限を記入します。
 - (3) ④欄は、贈与者による医療法人の持分の放棄の時からその放棄により受けた経済的利益に係る贈与税の申告期限までの間に、その医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けないこと又はその医療法人の持分の譲渡をしないことを申告するためのものであり、この記載の内容に該当する場合には、「□」にレ印を記入します。

なお、この記載の内容に該当しない場合には、特例の適用を受けることができません。
- 3 「2 経済的利益の明細」の記入に当たっての留意事項

「贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益」欄の「放棄年月日」欄には、贈与者による医療法人の持分の放棄があった年月日を記入し、「経済的利益の価額」欄には、贈与者による医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益の価額を記入します。
- 4 上記1のイ、ロ又はハの場合に該当する場合には、次の「3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の各欄の記入は不要です。その場合には、この計算書の「経済的利益の価額」（a）欄の金額とこの計算書以外の計算書の「経済的利益の価額」（a）欄の金額の合計額を「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）（別表）」の1の①欄に記入し、医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を計算します。
- 5 「3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の記入に当たっての留意事項
 - (1) ④欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して計算します。
 - (2) ⑤欄は、イ又はロの場合に応じ、医療法人持分納税猶予税額をA欄に、又は医療法人持分税額控除額をB欄に記入します。

なお、ロの場合には、放棄の態様（(i)又は(ii)）に応じ、(i)に該当するときには④欄の金額を、(ii)に該当するときには④欄の金額に基づき算出したこの計算書の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」の「6 医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）の計算」の④欄の金額を、それぞれのB欄に転記します。また、その算出した⑤欄のAの金額は「申告書第一表」の「医療法人持分納税猶予税額⑤」欄に、Bの金額は「申告書第一表」の「医療法人持分税額控除額⑦」欄に転記します。
- 6 「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」については、受贈者が基金拠出型医療法人に基金を拠出した場合（この計算書の3の⑤欄のロの(ii)に該当する場合）に使用し、医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）を計算します。
- 7 「4 医療法人の持分に関する事項」の記入に当たっての留意事項
 - (1) ①欄は、受贈者が医療法人の持分の放棄をした際に、その医療法人に提出した「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）附則様式7）の提出年月日を記入します。
 - (2) ②欄は、医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款の変更について、都道府県知事の認可があった年月日を記入します。
- 8 「5 基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の持分の明細」の記入に当たっての留意事項
 - (1) 「贈与者による持分の放棄の直前の持分」欄の「持分の価額」欄には、受贈者が贈与者による放棄の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。
 - (2) 「基金拠出の直前の持分」欄の「拠出年月日」欄には、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、受贈者がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出の年月日を記入し、「持分の価額」欄には、受贈者が基金拠出型医療法人への基金の拠出の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。
- 9 「6 医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）の計算」の記入に当たっての留意事項
 - (1) ①欄は、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、受贈者がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出をした額を記入します。
 - (2) ②欄は、「3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の④欄の金額に、⑤欄の金額に占める割合を乗じて計算します。なお、その割合が1を超える場合には、その割合を1として計算します。

また、その算出した医療法人持分税額控除額（e）は、「3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の⑤欄のロの(ii)のB欄に転記します。

医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）（別表）

受贈者の氏名		この別表は、「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）」（以下この表において「計算書」といいます。）を2以上作成する必要がある場合に使用します。	
1 あん分前の医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算			
① 各計算書の a 欄の価額の合計額			円
② 基礎控除額		1, 100, 000	
③ ②の控除後の課税価格（①-②の金額）（1,000円未満切捨て）			, 000
④ ③に対する税額（申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して計算します。）			
2 あん分後の医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算			
特例の適用に係る医療法人及び贈与者の異なるものごとに、次の1からiiiまでの各欄を使用し、医療法人持分納税猶予税額等を計算した上で、適用を受ける特例に応じ、医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を記入します。			
① 医療法人又は贈与者ごとの医療法人持分納税猶予税額等の計算			
(1) 医療法人の名称	(2) 贈与者の氏名	(3) 医療法人持分納税猶予税額等（100円未満切捨て）	
		$(1) \times \left(\frac{(1) \text{の医療法人及び}(2) \text{の贈与者に係る計算書の a 欄の価額}}{(1) \text{の} \textcircled{4} \text{の金額}} \right)$	円 00
ii ② あん分後の医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額			
イ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合		医療法人持分納税猶予税額 (①の(3)の金額を転記します。)	a 00
ロ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合		医療法人持分税額控除額 (①の(3)の金額を転記します。)	b 00
ハ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合		医療法人持分税額控除額 (計算書の e 欄の金額を転記します。)	c
③ 医療法人又は贈与者ごとの医療法人持分納税猶予税額等の計算			
(1) 医療法人の名称	(2) 贈与者の氏名	(3) 医療法人持分納税猶予税額等（100円未満切捨て）	
		$(1) \times \left(\frac{(1) \text{の医療法人及び}(2) \text{の贈与者に係る計算書の a 欄の価額}}{(1) \text{の} \textcircled{4} \text{の金額}} \right)$	円 00
iii ② あん分後の医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額			
イ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合		医療法人持分納税猶予税額 (①の(3)の金額を転記します。)	d 00
ロ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合		医療法人持分税額控除額 (①の(3)の金額を転記します。)	e 00
ハ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合		医療法人持分税額控除額 (計算書の e 欄の金額を転記します。)	f
④ 医療法人又は贈与者ごとの医療法人持分納税猶予税額等の計算			
(1) 医療法人の名称	(2) 贈与者の氏名	(3) 医療法人持分納税猶予税額等（100円未満切捨て）	
		$(1) \times \left(\frac{(1) \text{の医療法人及び}(2) \text{の贈与者に係る計算書の a 欄の価額}}{(1) \text{の} \textcircled{4} \text{の金額}} \right)$	円 00
iii ② あん分後の医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額			
イ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合		医療法人持分納税猶予税額 (①の(3)の金額を転記します。)	g 00
ロ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合		医療法人持分税額控除額 (①の(3)の金額を転記します。)	h 00
ハ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合		医療法人持分税額控除額 (計算書の e 欄の金額を転記します。)	i
3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の合計額			
上記1及び2により算出した医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の合計額を計算します。			
医療法人持分納税猶予税額 の合計額（a + d + g）（申告書第一表の「医療法人持分納税猶予税額⑤」欄に転記します。）		A	円 00
医療法人持分税額控除額 の合計額（b + c + e + f + h + i）（申告書第一表の「医療法人持分税額控除額⑦」欄に転記します。）		B	円
(注)1 医療法人が基金拠出型医療法人への移行をする場合において、その医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき（i、ii又はiiiの各欄の②欄のロの(e)に該当する場合には、この別表において算出したあん分後の医療法人持分納税猶予税額等（i、ii又はiiiの各欄の①欄の(3)の金額）に基づき、その医療法人持分納税猶予税額等に係る計算書の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分納税猶予税額等の計算明細」の4から6までにおいて医療法人持分税額控除額(e)を計算し、この別表のc、f又はi欄に転記します。この場合、計算書の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」の6の④欄中「3の④」の金額とあるのは、この別表のi、ii又はiiiの各欄の「①欄の(3)」の金額として医療法人持分税額控除額(e)を計算します。 2 医療法人又は贈与者が4以上あり、上記のi、ii及びiii欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に医療法人又は贈与者ごとの医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を記載し、添付してください。			
※ 税務署整理欄		入力	確認

平成26年10月1日以降用

※印欄には記入しないでください。

平成26年分贈与税の修正申告書（別表）

提出用

受贈者の氏名

第二表（平成26年分用）（第二表は、申告書第一表、申告書第一表の二（住宅取得等資金の非課税について修正申告する場合のみ）又は第三表（相続時精算課税分について修正申告する場合のみ）と結んで提出してください。）

① 修正前の課税額（第一表）

I 暦年 課税 分	財産の価額の合計額（課税価格）	①	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	配偶者控除額 <small>（贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てられた部分の金額の合計額）</small>	②	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	基礎控除額	③	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	②及び③の控除後の課税価格（①-②-③）【1,000円未満切捨て】	④	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	④に対する税額	⑤	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	外国税額の控除額	⑥	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	医療法人持分税額控除額	⑦	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	差引税額（⑤-⑥-⑦）	⑧	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
相続時精算課税分										
II	特定贈与者ごとの課税価格の合計額	⑨	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	特定贈与者ごとの差引税額の合計額	⑩	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
III 合計	課税価格の合計額（①+⑨）	⑪	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	差引税額の合計額（納付すべき税額（⑧+⑩））【100円未満切捨て】	⑫	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	農地等納税猶予税額	⑬	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	株式等納税猶予税額	⑭	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	医療法人持分納税猶予税額	⑮	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	申告期限までに納付すべき税額（⑫-⑬-⑭-⑮）	⑯	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

② 修正前の非課税額（第一表の二）

住宅 取得 等 資金 の 非 課 税 分	贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	⑲	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	⑳	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	非課税限度額 の 計算	非課税限度額（1,000万円又は500万円）	㉑	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		平成24年分又は25年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	㉒	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		非課税限度額の残額（㉑-㉒）	㉓	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	贈与者の 金額の 適用を 受け た 非課 税の 計算	㉓のうち非課税の適用を受ける金額	㉔	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		㉒のうち非課税の適用を受ける金額	㉕	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		非課税の適用を受ける金額の合計額（㉔+㉕）	㉖	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	贈与者 の 課税 額に 算入 される 金額 の 計算	㉖のうち課税価格に算入される金額（㉖-㉓）	㉗	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
㉒のうち課税価格に算入される金額（㉒-㉓）		㉘	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	

③ 修正前の課税額（第二表）

相 続 時 精 算 課 税 分	特定贈与者の氏名	特定贈与者が複数ある場合には、それぞれについて第三表を使用してください。この場合、「① 修正前の課税額（第一表）」及び「② 修正申告によって異動した事項」については、いずれか1枚に記入してください。	⑲	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	特別 控除 額の 計算	財産の価額の合計額（課税価格）	⑲	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	㉑	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		特別控除額の残額（2,500万円-㉑）	㉒	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		特別控除額（㉒の金額と㉓の金額のいずれか低い金額）	㉓	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円-㉓-㉔）	㉔	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	税 額 の 計 算	㉓の控除後の課税価格（㉓-㉔）【1,000円未満切捨て】	㉕	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		㉕に対する税額（㉕×20%）	㉖	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
外国税額の控除額		㉗	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	差引税額（㉖-㉗）	㉘	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	

④ 修正申告によって異動した事項

異動の内容	異動の理由

※ 税務署整理欄 整理番号 名簿 提出期
断限 年 月 日

※印欄には記入しないでください。

(資5-10-3-1-A4統一) (平26, 10)

控
用

平成26年分贈与税の修正申告書（別表）

受
付
印

受贈者の氏名

(単位は円)

第二表（平成26年分用）○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使ってください。

① 修正前の課税額（第一表）

I 暦 年 課 税 分	財産の価額の合計額（課税価格）	①																		
	配偶者控除額 <small>（贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額）</small>	②																		
	基礎控除額	③																		
	②及び③の控除後の課税価格（①-②-③）【1,000円未満切捨て】	④																		
	④に対する税額	⑤																		
	外国税額の控除額	⑥																		
	医療法人持分税額控除額	⑦																		
	差引税額（⑤-⑥-⑦）	⑧																		

相続時精算課税分

II	特定贈与者ごとの課税価格の合計額	⑨																		
	特定贈与者ごとの差引税額の合計額	⑩																		
III 合 計	課税価格の合計額（①+⑨）	⑪																		
	差引税額の合計額（納付すべき税額（⑧+⑩））【100円未満切捨て】	⑫																		
	農地等納税猶予税額	⑬																		
	株式等納税猶予税額	⑭																		
	医療法人持分納税猶予税額	⑮																		
	申告期限までに納付すべき税額（⑫-⑬-⑭-⑮）	⑯																		

② 修正前の非課税額（第一表の二）

住宅 取得 等 資 金 の 非 課 税 分	贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	⑲																		
	贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	⑳																		
	非課税限度額の計算	非課税限度額（1,000万円又は500万円）	㉑																		
		平成24年分又は25年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	㉒																		
		非課税限度額の残額（㉑-㉒）	㉓																		
	贈与者の金額の計算	㉓のうち非課税の適用を受ける金額	㉔																		
		㉓のうち非課税の適用を受ける金額	㉕																		
	非課税の適用を受け	非課税の適用を受ける金額の合計額（㉔+㉕）	㉖																		
		㉖のうち課税価格に算入される金額（㉖-㉗）	㉘																		
	贈与者の課税価格	㉘のうち課税価格に算入される金額（㉘-㉙）	㉚																		
		㉚のうち課税価格に算入される金額（㉚-㉛）	㉜																		

③ 修正前の課税額（第二表）

相 続 時 精 算 課 税 分	特定贈与者の氏名	特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて第一表を使用してください。この場合、「① 修正前の課税額（第一表）」及び「② 修正申告によって異動した事項」については、いずれか1枚に記入してください。																			
	財産の価額の合計額（課税価格）	⑲																			
	特別 控 除 額 の 計 算	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	⑳																		
		特別控除額の残額（2,500万円-㉑）	㉒																		
		特別控除額（㉒の金額と㉓の金額のいずれか低い金額）	㉓																		
		翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円-㉓）	㉔																		
	税 額 の 計 算	㉓の控除後の課税価格（㉓-㉔）【1,000円未満切捨て】	㉕																		
		㉕に対する税額（㉕×20%）	㉖																		
外国税額の控除額		㉗																			
差引税額（㉖-㉗）		㉘																			

④ 修正申告によって異動した事項

異動の内容	異動の理由

書きかた等

- 1 修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額をこの申告書第三表（以下「修正申告書（別表）」といいます。）の「①修正前の課税額（第一表）」、「②修正前の非課税額（第一表の二）」及び「③修正前の課税額（第二表）」の各欄並びに申告書第三表（別表の付表）（以下「修正申告書（別表の付表）」といいます。）の「④修正前の非課税額（第一表の三）」欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表、第一表の二、第一表の三又は第二表に記入して、これらの申告書を一緒に提出してください。
- （注）修正申告書（別表）の「②修正前の非課税額（第一表の二）」欄及び申告書第一表の二は、住宅取得等資金の非課税について修正申告をする場合に記入し、また「③修正前の課税額（第二表）」欄及び申告書第二表は、相続時精算課税分について修正申告をする場合に記入してください。
- また、修正申告書（別表の付表）の「④修正前の非課税額（第一表の三）」欄及び申告書第一表の三は、震災に係る住宅取得等資金の非課税について修正申告をする場合に記入してください。
- 2 この修正申告書（別表）及び修正申告書（別表の付表）の各欄は、次により記入してください。
- (1) 修正申告書（別表）の「①修正前の課税額（第一表）」、「②修正前の非課税額（第一表の二）」及び「③修正前の課税額（第二表）」の各欄並びに修正申告書（別表の付表）の「④修正前の非課税額（第一表の三）」欄には、この修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから課税額を転記してください。
- （注）住宅取得等資金の非課税又は震災に係る住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が3名以上いる場合には、それぞれに別業（修正申告書（別表）又は修正申告書（別表の付表））を作成してください。また、相続時精算課税に係る特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて修正申告書（別表）を作成してください。これらの場合、「①修正前の課税額（第一表）」欄及び「④修正申告書（別表）によって異動した事項」欄については、いずれか1枚のみに記入してください。
- (2) 「④修正申告によって異動した事項」の各欄は、この修正申告によって異動した内容及びその異動理由を記入してください。
- 3 申告書第一表の各欄は、次により記入してください。
- (1) 「平成□□年分贈与税の申告書」の「□□」に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「(修正)」と記入してください。
- (2) 「Ⅰ 暦年課税分」、「Ⅱ 相続時精算課税分」及び「Ⅲ 合計」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- (3) 「差引税額の合計額（納付すべき税額）の増加額」欄の「(⑫-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑫)」の空欄には修正する年分の数字を記入してください。
- (4) 「⑩」欄には、申告書第一表の「⑫」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「⑫」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。
- (5) 「申告期限までに納付すべき税額の増加額」欄の「(⑬-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑬)」の空欄には修正する年分の数字を記入してください。
- (6) 「⑭」欄には、申告書第一表の「⑭」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「⑭」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。
- 4 申告書第一表の二の各欄は、次により記入してください。
- (1) 「平成26年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「(修正)」と記入してください。
- (2) 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 5 申告書第一表の三の各欄は、次により記入してください。
- (1) 「平成26年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「(修正)」と記入してください。
- (2) 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 6 申告書第二表の各欄は、次により記入してください。
- (1) 「平成□□年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の「□□」に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「(修正)」と記入してください。
- (2) 「相続時精算課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 7 納付すべき税額（申告書第一表の「⑭」欄の金額）は、修正申告書（申告書第一表、第一表の二、第一表の三、第二表、修正申告書（別表）、修正申告書（別表の付表））を提出する日までに納付してください。
- また、納付すべき税額には、法定納期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますので、次の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。
- なお、一時に納付が困難なときは、税務署（徴収担当）にご相談ください。

◎ 延滞税の計算方法

新たに納付すべき本税の額 10,000円未満 の端数切捨て	×	延滞税の割合 (注)	×	期間(日数) 法定納期限の 翌日から完 納の日まで	=	延滞税の額 100円未満の 端数切捨て
365						

(注) 延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することとなります。

具体的には次のとおりです。

- ・ 修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過する日までの期間
年「7.3%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合
- ・ 修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過した日以後の期間
年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合

なお、「特例基準割合」とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

- 新たに納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 申告書を提出してから1年を経過する日以後に修正申告書を提出する場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられています。詳しくは、税務署にお尋ねください。

控
用

平成26年分贈与税の修正申告書 (別表の付表)

受贈者の氏名 (単位は円)

修正前の非課税額 (第一表の三)

署
受
付
印
税

震災に係る住宅取得等資金の非課税分	贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	③⑧																
	贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	③⑨																
	非課税限度額 (1,500万円又は1,000万円)		④⑩																
	平成24年分又は25年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額		④⑪																
	非課税限度額の残額 (④⑩-④⑪)		④⑫																
	③のうち非課税の適用を受ける金額		④⑬																
	③のうち非課税の適用を受ける金額		④⑭																
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (④⑬+④⑭)		④⑮																
	③のうち課税価格に算入される金額 (③-④⑮)		④⑯																
	③のうち課税価格に算入される金額 (③-④⑮)		④⑰																

(注) 申告書第三表(別表の付表)は、申告書第一表の三(震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)を提出した申告について修正申告する場合に記入し、申告書第三表と一緒に使用します。

第三表(別表の付表)(平成26年分用) ○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使ってください。

書 き か た 等

- 1 申告書第一表の三（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）を提出した申告に係る修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額をこの申告書第三表（別表の付表）（以下「修正申告書（別表の付表）」といいます。）の「㊦修正前の非課税額（第一表の三）」欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表の三に記入して、これらの申告書を一緒に提出してください。
- 2 修正申告書（別表の付表）の「㊦修正前の非課税額（第一表の三）」欄には、この修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから課税額を転記してください。
(注) 震災に係る住宅取得等資金の非課税に係る贈与税が3名以上いる場合は、別葉（修正申告書（別表の付表））を作成してください。
- 3 申告書第一表の三の各欄は、次により記入してください。
 - (1) 「平成26年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「(修正)」と記入してください。
 - (2) 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 4 修正申告書（別表の付表）を提出する際は、申告書第三表（別表）（以下「修正申告書（別表）」といいます。）も必ず一緒に提出してください。
(注) 修正申告書（別表）の「書きかた等」も併せてご覧ください。

平成____年分 農地等の贈与に関する確認書

1 農地等の受贈者

住所		氏名	
----	--	----	--

2 前年以前の農地等の贈与の状況

次のいずれか該当する項目の□の中に✓印を記入してください。

- 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありません。
- 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありますが、当該農地は相続税法第21条の9第3項の規定(相続時精算課税)の適用を受けるものではありません。

3 本年における農地等の贈与の状況

次に該当する場合は□の中に✓印を記入してください。

- 私は、農地等を贈与した年において、今回の贈与以外の贈与により租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地及び採草放牧地並びに準農地の贈与をしていません。

4 採草放牧地に関する事項 (今回の贈与以前に採草放牧地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積	①	m ²
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m ²
①の面積と②の面積の合計 (①+②)	③	m ²
③の面積の $\frac{2}{3}$ ($③ \times \frac{2}{3}$)	④	m ²
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した採草放牧地の面積の計を記入します。)	⑤	m ²

上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。

5 準農地に関する事項 (今回の贈与以前に準農地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日まで有していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積	①	m ²
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m ²
①の面積と②の面積の合計 (①+②)	③	m ²
③の面積の $\frac{2}{3}$ ($③ \times \frac{2}{3}$)	④	m ²
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した準農地の面積の合計を記入します。)	⑤	m ²

上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。

上記の事実と相違ありません。

平成____年____月____日

農地等の贈与者

住所 _____ 氏名 _____ 印 _____

(資5-45-A4統一) (平26.10)

(平成26年分以降用)

書 き か た 等

- 1 この確認書は、贈与税の納税猶予の適用を受けるために必要な添付書類ですので、必要事項を記入の上、「贈与税の申告書第一表」及び「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」と一緒に提出してください。
- 2 この確認書は、贈与者の方が記入します。
- 3 用語の意義
 - (1) 「租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地」とは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる農地をいいます。
 - イ 平成26年3月31日以前に行われた贈与

贈与者が農業の用に供している農地（特定市街化区域農地等に該当するもの及び農地法第32条の規定による通知（同法第32条ただし書の規定による公告を含みます。）に係る農地に該当するものを除きます。）をいいます。
 - ロ 平成26年4月1日以後に行われた贈与


贈与者が農業の用に供している農地（特定市街化区域農地等に該当するもの及び農地法第32条第1項又は第33条第1項の規定による利用意向調査に係るもので、同法第36条第1項各号（次の①から⑤の場合をいいます。）に該当するとき（次の①から⑤の場合に該当することについて正当の事由があるときを除きます。）におけるその農地を除きます。）をいいます。

 - ① 農地の所有者等から農業委員会に対し、その農地を耕作する意思がある旨の表明があった場合において、その表明があった日から起算して6か月を経過した日においても、その農地の農業上の利用の増進が図られていないとき
 - ② 農地の所有者等から農業委員会に対し、その農地の所有権の移転又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転を行う意思がある旨の表明（農地法第35条第1項の農地中間管理事業を利用する意思がある旨の表明又は同法第3項の農地所有者代理事業を利用する意思がある旨の表明を含みます。）があった場合において、その表明があった日から起算して6か月を経過した日においても、これらの権利の設定又は移転が行われなるとき
 - ③ 農地の所有者等にその農地の農業上の利用を行う意思がないとき
 - ④ 利用意向調査を行った日から起算して6か月を経過した日においても、農地の所有者等から農業委員会に対し、その農地の農業上の利用の意向についての意思の表明がないとき
 - ⑤ 上記①から④のほか、農業委員会が、農地について農業上の利用の増進が図られないことが確実であると認めるとき
 - (注) 1 特定市街化区域農地等とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域に所在するもの（都市営農農地等に該当するものを除きます。）をいいます。
 - 2 都市営農農地等とは、都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域内に所在するものをいいます。ただし、生産緑地法第10条又は同法第15条第1項の規定による買取りの申出がされたものを除きます。
- (2) 「租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地」とは、贈与者が農業の用に供している採草放牧地（特定市街化区域農地等に該当するものを除きます。）をいいます。
- (3) 「租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地」とは、農用地区域内にある土地で農業振興地域整備計画において用途区分が農地や採草放牧地とされているもののうち、10年以内に農地や採草放牧地に開発して、農業の用に供するものをいいます。

この欄には 書かないで ください。}	通信日付印の年月日	捺印		名簿番号
	年 月 日			

先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書

(注)この届出書が資産を取得した年の翌年3月15日までに提出されない場合は、租税特別措置法第37条第3項・震災特例法第12条第3項の規定の適用は受けられません。

 税務署長 年 月 日提出	届出者	住所	〒																																				
		フリガナ		電話																																			
		氏名		ⓐ																																			
<p>私が昨年取得した下記の資産については、租税特別措置法 第37条第3項 震災特例法 第12条第3項の規定の適用を受けたいので届出します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 取得した資産（先行取得資産）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">種 類</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>規 模</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用 途</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>取得年月日</td> <td>年 月 日</td> <td>年 月 日</td> <td>年 月 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>2 譲渡予定資産</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">種 類</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table> <p>3 その他参考となる事項</p>					種 類					規 模					所 在 地					用 途					取得年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	取得価額	円	円	円	円	種 類				
種 類																																							
規 模																																							
所 在 地																																							
用 途																																							
取得年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日																																			
取得価額	円	円	円	円																																			
種 類																																							

関与税理士		ⓐ	電話番号	
-------	--	---	------	--